

## 鳥取県告示第465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原253-1	平成23年5月1日
〃	〃	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵330	〃

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	休止年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	鳥取湖南ホームヘルパーステーション	鳥取市松原253-1	平成23年5月1日
〃	〃	高草あすなるホームヘルパーステーション	鳥取市大柵330	〃